

宝塚市基本チェックリスト運用マニュアル

1.0 版

令和 7 年(2025 年) 2 月

宝塚市健康福祉部介護保険課・高齢福祉課

改版履歴

No.	変更年月日	版数	変更シート	変更内容
1	2025/2/17	1.0		初版作成

1. 基本チェックリストとは.....	4
2. 法的根拠と基本チェックリストの内容	6
3. 基本チェックリストの対象者.....	9
4. 基本チェックリストの活用・実施	10
5. 事業対象者について	14
6. 相談受付からサービス利用までの流れ	16
7. 住所地特例対象者について	18
8. 留意事項.....	19

1. 基本チェックリストとは

「基本チェックリスト」とは、65歳以上の高齢者（第1号被保険者）を対象とし、日常生活で必要となる機能（生活機能）の状態を確認する25項目からなる調査票で、生活機能の低下のおそれがある高齢者（介護予防・日常生活支援総合事業対象者）を早期把握し、介護保険法に基づき実施される介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）へつなげることにより、状態の悪化となることを防ぐためのツールです。

基本チェックリストは、相談窓口において、必ずしも認定を受けなくても、地域の実情に応じた多様なサービスである総合事業を利用できるよう本人の状況を確認するものとして用います。

介護予防ケアマネジメントでは、利用者本人や家族との面接にて基本チェックリストの内容を地域包括支援センターなどが実施するアセスメントによって更に深め、利用者の状況や希望等も踏まえて、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービス利用につなげます。

（参考）[総合事業の目的・考え方]

（1）総合事業の趣旨

○ 団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する**地域包括ケアシステム**の構築が重要な政策課題となっています。

○ 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。介護保険制度上の市町村が行う地域支援事業の一つ。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

○ 要支援者等については、掃除や買い物などの生活行為（以下「IADL」という。）の一部が難しくなっているが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為（以下「ADL」という。）は自立している者が多く、このような要支援者の状態を踏まえると、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待されます。

○ そのため、要支援者等の多様な生活支援ニーズについて、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下「介護予防訪問介護等」という。）を、市町村の実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活

かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直すこととなりました。

○ また、総合事業の実施に当たっては、ボランティア活動との有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要です。60 歳代、70 歳代をはじめとした高齢者の多くは、要介護状態や要支援状態に至っておらず、地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながります。できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつながります。

このため、総合事業の実施主体である市町村は、地域支援事業に新たに設けられた介護予防・生活支援サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備を図るための事業（法第115 条の45 第2 項第5 号）（以下「生活支援体制整備事業」という。）を活用しながら、地域において、N P O やボランティア、地縁組織等の活動を支援し、これを総合事業と一体的かつ総合的に企画し、実施することが望ましいとされます。

（２）背景・基本的な考え方

○ 総合事業では、

- ① 住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図るとともに、
- ② 住民主体のサービス利用の拡充による低廉な単価のサービス・支援の充実・利用普及、高齢者の社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業の充実による要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等により、結果として費用の効率化が図られることを目指します。

2. 法的根拠と基本チェックリストの内容

介護保険法では、「居宅要支援被保険者等」に対して総合事業を実施することが規定されています（介護保険法第115条の45第1項第1号）。

総合事業の対象である「居宅要支援被保険者等」とは、「**居宅要支援被保険者**」および「**厚生労働省が定める基準に該当する第一号被保険者**」のいずれかに該当されるものと規定されています（介護保険法施行規則第140条の62の4）。この「厚生労働省が定める基準に該当する第一号被保険者」であることを確認するためのツールとして用いられるのが基本チェックリストです。

基本チェックリストを実施した結果、いずれかのリスク判定基準に該当した方を「厚生労働省が定める基準に該当する第一号被保険者（以下「事業対象者」という。）」として認定し、介護予防ケアマネジメントを経てサービスの利用につなげます。

- 居宅要支援被保険者・・・**要支援 1、2**の認定を受けている者
- 厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者・・・**事業対象者**

（参考）介護保険法施行規則第四百十条の六十二の四

法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省で定める被保険者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。

一 居宅要支援被保険者

二 厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者（二回以上にわたり当該基準の該当の有無を判断した場合においては、直近の当該事業の該当の有無の判断の際に当該基準に該当した第一号被保険者）（要介護認定を受けた第一号被保険者においては、当該要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受けた日から当該要介護認定の有効期間の満了の日までの期間を除く。）

なお、基本チェックリストの項目およびリスク判定基準は、平成27年厚生労働省告示第197号（基本チェックリスト告示）で以下のとおり定められています。

○基本チェックリスト様式

記入日： 年 月 日

氏名		住所		生年 月日	
希望するサービス内容					
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください。			
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ		
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ		
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
8	15分位続いて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ		
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ		
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)				
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ		
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ		
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合に該当とする。

① 基本チェックリストの質問項目No.1～20の20項目のうち、10項目以上に該当
② 基本チェックリストの質問項目No.6～10の5項目のうち、3項目以上に該当
③ 基本チェックリストの質問項目No.11～12の2項目のすべてに該当
④ 基本チェックリストの質問項目No.13～15の3項目のうち、2項目以上に該当
⑤ 基本チェックリストの質問項目No.16に該当
⑥ 基本チェックリストの質問項目No.18～20の3項目のうち、いずれか1項目以上に該当
⑦ 基本チェックリストの質問項目No.21～25の5項目のうち、2項目以上に該当
注1 この表における該当（No.12を除く。）とは、基本チェックリストの回答部分の「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。 2 質問項目No.12における該当とは、$BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)} \div \text{身長(m)}$が18.5未満の場合をいう。

3. 基本チェックリストの対象者

宝塚市では、**要支援認定者の更新対象者**のうち、

- ①**総合事業のサービスのみ**利用しており、今後も総合事業のサービスのみ利用希望する方
- ②現在、**介護サービス**を利用しておらず、今後も利用予定がなく、引き続き認定更新を希望する者
- ①もしくは②に該当する方は、原則として、基本チェックリストによる更新の対象者とします。

但し、以下に該当する方は基本チェックリストによる更新の対象外となります。

【基本チェックリスト対象外のケース】

- 現在、**介護予防サービス**を利用している、若しくは利用を予定している者

基本チェックリスト対象外となる介護予防サービス	
・介護予防通所リハビリテーション	・介護予防訪問入浴介護
・介護予防訪問リハビリテーション	・介護予防訪問看護
・介護予防居宅療養管理指導	・介護予防福祉用具貸与
・介護予防短期入所生活介護	・介護予防短期入所療養介護
・介護予防特定施設入居者生活介護	・介護予防認知症対応型共同生活介護
・介護予防支援	・介護予防小規模多機能型居宅介護
・介護予防認知症対応型通所介護	・介護予防特定福祉用具購入
・介護予防住宅改修	

- 40～64歳の**第2号被保険者**については、特定疾病に起因して要介護状態等になっていることがサービスを受ける前提であり、要介護（要支援）認定申請を行い、主治医意見書にて特定疾病の確認が必須であるため、基本チェックリスト対象外です。

- 住所地特例対象者**については、『7. 住所地特例対象者について』を参照。

国のガイドラインで事業対象者は要支援1に準ずる者として位置づけられているため、要支援2の認定を受けていた方が事業対象者になった場合でも、区分支給限度基準額は要支援1の内容が適用されるため注意が必要です。なお、対象者の要件に該当していても、利用者本人が要介護認定の更新を希望する場合は、それを妨げるものではありません。

その他、要介護認定を受けておらず、新規でサービスの利用を希望する方については、これまでどおり要介護認定の申請を行ってください。

また、以下で示されているような明らかに要介護認定の申請が必要だと考えられるケースや、ケアマネジメント担当職員の見立てにより要介護認定が必要だと判断できる場合は更新申請につなげるよう支援します。

【要介護（要支援）認定の更新が必要だと考えられるケース】

- 介護予防サービスの利用が必要だと想定される場合
 - 要支援 2 相当の区分支給限度基準額のサービス利用を必要としている場合
 - 退院直後で状態の変化が著しく、今後、上記の状況が想定される場合
- ※あくまで一例です。

4. 基本チェックリストの活用・実施

（1）実施主体等

介護保険の保険者である宝塚市が実施主体となり、実施機関は次の通りです。

- 宝塚市
- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業所

（2）実施時期

宝塚市では、要支援認定の**更新時のみ**、基本チェックリストによる事業対象者認定を受けることが可能です。

要支援認定を受けている方が認定の更新を行うタイミング以外（要支援認定の有効期間の途中や、要支援認定等を受けていない場合）では、原則、基本チェックリストによる事業対象者認定を行うことはできませんので注意してください。

現在、要支援 1・2 の認定を受けており、認定有効期間の終了が近づいた方には、認定**有効期間終了の60日前**に介護保険課から要介護認定の更新案内と更新申請書、基本チェックリストの案内等を郵送します。

認定更新の時期が近づき、介護保険課から送られるこれらの書類を利用者が受理した場合には、基本チェックリストの対象となる要件に利用者が該当するか確認し、対象となる場合には基本チェックリストの実施を案内します。

利用者が基本チェックリストの対象となる要件に該当していない場合は、認定の有効期間が終了する前に、更新申請がなされるよう援助を行ってください。

（３）事業対象者の該当基準

基本チェックリストの①～⑦までの該当基準により、事業対象者を決定します。

① 運動器の機能向上
基本チェックリスト設問 6 から設問 10 までの 5 項目のうち 3 項目以上に該当する者
② 栄養改善
基本チェックリスト設問 11、設問 12 に該当する者
③ 口腔機能の向上
基本チェックリスト設問 13 から設問 15 までの 3 項目のうち 2 項目以上に該当する者
④ 総合（10 項目以上）
基本チェックリスト設問 1 から設問 20 までのうち 10 項目以上に該当する者
⑤ 閉じこもり予防
基本チェックリスト設問 16 に該当する者
⑥ 認知機能の改善
基本チェックリスト設問 18 から設問 20 のいずれかに該当する者
⑦ うつ予防
基本チェックリスト設問 21 から設問 25 までのうち 2 項目以上に該当する者

基本チェックリストを実施した結果、以上の①～⑦の基準のいずれか一つでも該当した場合は、「事業対象者」となります。この場合、「該当」とは、基本チェックリストの右側の回答の「はい」「いいえ」で、1 の番号がついた回答をカウントします。

なお、基本チェックリストを実施した結果、どの基準にも該当しなかった場合は、介護予防ケアマネジメントを受けずに、一般介護予防事業の利用を案内することになります。

（４）基本チェックリストについての考え方

国が設定している基本チェックリストは全 25 項目の設問で構成されます。質問の主旨は下記カテゴリとなっており、全国統一設定のため、設問順番の変更や設問文字の変更は禁止です。

【共通事項】
① 対象者には、各質問項目の趣旨を理解していただいたうえで回答してもらってください。それが適当な回答であるかどうかの判断は、基本チェックリストを評価する方が行ってください。
② 期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらってください。
③ 習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断に基づき回答してもらってください。
④ 各質問項目の趣旨は、以下のとおりです。各質問項目の表現は、変えないでください。

No.	質問項目	質問項目の趣旨
1～5の質問項目は、日常生活関連動作について尋ねています。		
1	バスや電車で1人で外出していますか	家族や付き添いなしで、1人でバスや電車を利用して外出しているかどうかを尋ねています。バスや電車のないところでは、それに準じた公共交通機関に置き換えて回答してください。なお、1人で自家用車を運転して外出している場合も含まれます。
2	日用品の買い物をしていますか	自ら外出し、何らかの日用品の買い物に適切に行っているかどうか（たとえば、必要な物品を購入しているか）を尋ねています。頻度は、本人の判断に基づき回答してください。電話での注文のみで済ませている場合は、「いいえ」になります。
3	預貯金の出し入れをしていますか	自ら預貯金の出し入れをしているかどうかを尋ねています。銀行等での窓口手続きも含め、本人の判断により金銭管理を行っている場合に「はい」とします。家族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は、「いいえ」となります。
4	友人の家を訪ねていますか	友人の家を訪ねているかどうかを尋ねています。電話による交流や家族・親戚の家への訪問は含みません。
5	家族や友人の相談にのっていますか	家族や友人の相談にのっているかどうかを尋ねています。面談せずに電話のみで相談に応じている場合も、「はい」とします。
6～10の質問項目は、運動器の機能について尋ねています。		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかどうかを尋ねています。時々、手すり等を使用している程度であれば、「はい」とします。手すり等を使わずに階段を昇る能力があっても、習慣的に手すり等を使っている場合は、「いいえ」となります。
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかどうかを尋ねています。時々、つかまっている程度であれば、「はい」とします。
8	15分位続いて歩いていますか	15分位続けて歩いているかどうかを尋ねています。屋内、屋外等の場所は問いません。
9	この1年間に転んだこと	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを尋ねて

	がありますか	います。
10	転倒に対する不安は大きいですか	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
11・12の質問項目は、低栄養状態かどうかについて尋ねています。		
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	6か月間で2～3kg以上の体重減少があったかどうかを尋ねています。6か月以上かかって減少している場合は、「いいえ」となります。
12	身長、体重	身長、体重は、整数で記載してください。体重は、1か月以内の値を、身長は、過去の測定値を記載して差し支えありません。
13～15の質問項目は、口腔機能についてお尋ねします。		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかを尋ねています。半年以上前から固いものが食べにくく、その状態に変化が生じていない場合は、「いいえ」となります。
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
15	口の渇きが気になりますか	口の中の渇きが気になるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
16・17の質問項目は、閉じこもりについて尋ねています。		
16	週に1回以上は外出していますか	週によって外出頻度が異なる場合は、過去1か月の状態を平均してください。
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	昨年の外出回数と比べて、今年の外出回数が減少傾向になる場合は、「はい」となります。
18～20の質問項目は、認知症について尋ねています。		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	本人は物忘れがあると思っても、周りの人から指摘されることがない場合は、「いいえ」となります。
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話をかけているかどうかを尋ねています。だれかに電話番号を尋ねて電話をかける場合や、だれかにダイヤルをしてもらい、会話だけする場合には、「いいえ」となります。
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	今日が何月何日かわからない時があるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。月と日の一方し

		かわからない場合は、「はい」となります。
21～25 の質問項目は、うつについて尋ねています。		
21	(ここ 2 週間) 毎日の生活に充実感がない	ここ 2 週間の状況を、本人の主観に基づき回答してください。
22	(ここ 2 週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	
23	(ここ 2 週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	
24	(ここ 2 週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	
25	(ここ 2 週間) わけもなく疲れたような感じがする	

5. 事業対象者について

(1) 認定の有効期間

事業対象者には有効期間がありません。利用者の状態を再確認するため、要支援の認定有効期間に準じ、前回の基本チェックリスト実施日（被保険者証に記載されています）より概ね 4 年以内を目安に再度基本チェックリストを実施してください。

なお、基本チェックリストの前回実施時期にかかわらず、利用者の著しい状態変化が見られる場合には、認定申請等を検討するなどして適切な支援を行ってください。

(2) 被保険者証の記載

市は、基本チェックリストの提出を受け、「リスク判定基準」に基づき、対象者のリスク判定を行います。その結果、何らかのリスクがあると判断された方を「事業対象者」として認定し、被保険者証を発行します。被保険者証の要介護状態区分等の欄には「事業対象者」、認定年月日には基本チェックリスト実施日が印字されます。

利用者には、市から事業対象者である旨が印字された被保険者証を送付することをもって認定結果を通知します。基本チェックリストを市に提出してから、概ね 7 日程度で被保険者証を発送します。

【参考資料】事業対象者の被保険者証イメージ

(一)		(二)		(三)	
介護保険被保険者証		要介護状態区分等	事業対象者	給付制限	開始年月日
番号		認定年月日(注)	令和 7年 4月 1日		終了年月日
住所		認定の有効期間	令和 7年 4月 1日～		開始年月日
フリガナ		区分支給限度基準額	5,032 単位		終了年月日
氏名		居宅サービス等	令和 7年 4月 1日～	居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	開始年月日
生年月日		サービスの種類	1月当たり		終了年月日
交付年月日		(うち種類支給限度基準額)			届出年月日
保険者番号並びに保険者名称及び印		認定審査会の意見及びサービスの種類の指定			届出年月日
2 8 2 1 4 5				介護保険施設等	入所等年月日
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 (0797) 71-1141					名称
宝塚市					入所等年月日
					名称

(注) 事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日

(3) 区分支給限度基準額

国のガイドラインにより、事業対象者は要支援1に準ずる者として位置付けられるため、区分支給限度基準額は要支援1の内容が適用となります。要支援2の認定を受けている方が基本チェックリストの実施を希望し、実施した結果、事業対象者となった場合、区分支給限度基準額が要支援1に変わりますので注意してください。

(4) 利用できるサービス

事業対象者として認定された方は、総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」を利用することができます。福祉用具貸与や訪問看護などの介護予防サービスの利用はできませんのでご注意ください。

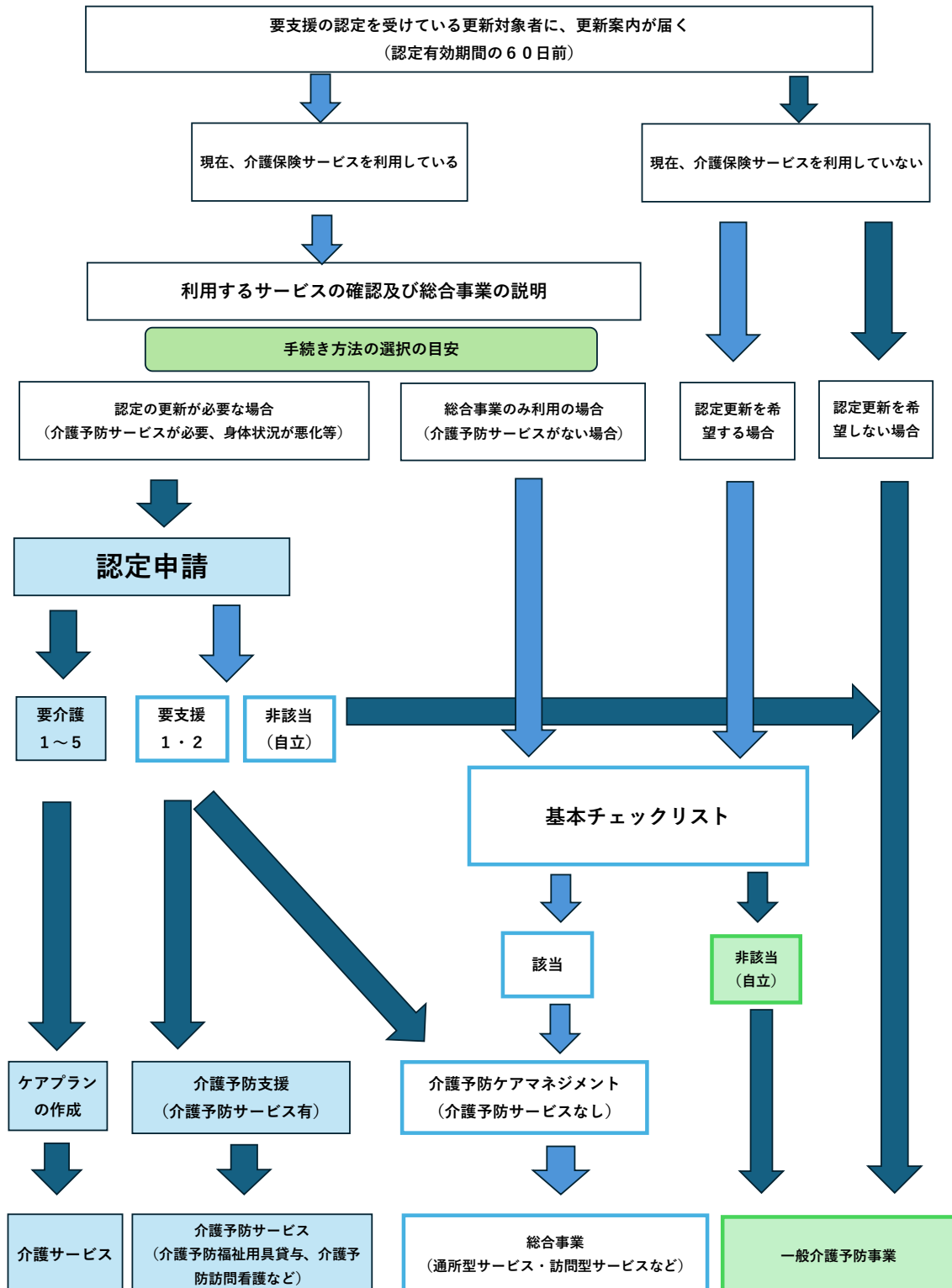
(5) 事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントについて

介護保険法において、事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センターが行う業務として規定されています（介護保険法115条の46第1項において、地域包括支援センターが事業対象者にかかる第一号介護予防支援事業を実施することを規定）。

なお、事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントについては、要支援認定者と同様に居宅介護支援事業所へ委託することが可能です。

6. 相談受付からサービス利用までの流れ

要支援認定の更新時における基本チェックリストは、以下の手順に沿って実施します。



(1) 基本チェックリスト実施にかかる利用者への説明

ケアマネジメント実施者は利用者本人または家族に対し、以下の項目について説明を行います。

基本チェックリスト実施における説明項目
☐ 基本チェックリストの概要
☐ 要介護認定の更新申請をしなくても、基本チェックリストによって事業対象者と認定された場合、引き続き必要な支援（総合事業サービス）の利用が可能であること
☐ （要支援2の被保険者の場合）基本チェックリストにより事業対象者となった場合、区分支給限度基準額が要支援1相当となり、サービスによっては利用できるサービス利用回数に変更が生じる可能性があること
☐ 介護予防サービスが必要となった場合は、再度認定申請をする必要があること ※介護予防サービスは9ページを参照。
☐ 基本チェックリスト実施からサービス利用までの流れ
☐ 状態の変化により、要介護認定の申請をすることが可能であること

(2) 基本チェックリストの実施

原則、基本チェックリストは**利用者本人が記入**します。ただし、本人による記入が難しい場合は、状況に応じて、家族や担当者が代筆することも可能です。代筆の場合、各設問について、必ず本人と内容を確認しながら記入してください。

(3) 基本チェックリストの提出（事業対象者の認定申請）

記入された基本チェックリスト（第一号事業対象者認定・更新申請書）を提出することが、事業対象者の認定申請となります。リスク判定が適切に行われるよう、記入漏れがないよう確認してください。

(4) 基本チェックリストの提出時（事業対象者の認定申請時）に必要なもの

○基本チェックリスト（第一号事業対象者認定・更新申請書）

○介護保険被保険者証

※「事業対象者」と印字された被保険者証が届いても、要支援認定の有効期間が切れるまでは、要支援認定者としてサービスを利用することになります。

(5) 提出先

宝塚市役所介護保険課

※記入内容に漏れが無いかなど確認を行ったうえで提出してください。記入漏れがある場合、システム判定ができないため、市より確認の依頼をさせていただきます。

(6) 事業対象者の認定及び介護保険被保険者証の交付

市は、基本チェックリストの提出を受け、国の定める基準に基づき、対象者のリスク判定を行います。この結果、リスクがあると判断された方を「事業対象者」として認定し、「事業対象者」と印字した被保険者証を発行します。

事業対象者として認定された方は、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を利用することができます。ただし、事業対象者と認定された場合、介護予防サービスの利用はできませんのでご注意ください。

(7) 書類の保存年限

基本チェックリスト（第一号事業対象者認定・更新申請書）の保存年限は5年です。

7. 住所地特例対象者について

総合事業においては、保険者がどこであるかにかかわらず、住所地（住民票のあるところ）に基づき、サービス提供や事業対象者の判定、事業所指定が行われることになります。

パターン	介護保険被保険者証		総合事業		
	保険者	住所地	サービス提供	基本チェックリスト実施	事業者指定
1	宝塚市	宝塚市	宝塚市	宝塚市	宝塚市
2	宝塚市	A市	A市	A市	A市
3	A市	宝塚市	宝塚市	宝塚市	宝塚市

【パターン2】施設所在地：A市、保険者：宝塚市

→A市地域包括支援センターがケアマネジメントします。

- ①A市地域包括支援センターが基本チェックリストを実施（A市の基本チェックリスト様式を使用）。基本チェックリスト実施後、A市の基本チェックリスト・A市介護予防ケアマネジメント計画作成依頼届出書・被保険者証の3点をA市役所に提出
- ②A市役所が基本チェックリストにて事業対象者の該当を判断。A市が上記の3点を宝塚市役所に送付。
- ③宝塚市役所にて、事業対象者に認定し、担当のA市地域包括支援センター等の情報を登録し、被保険者証を本人へ送付。
- ④被保険者は事業対象者として、A市の総合事業サービスを利用する。

【パターン3】施設所在地：宝塚市、保険者：A市

→宝塚市地域包括支援センターがケアマネジメントします。

- ①宝塚市地域包括支援センターが基本チェックリストを実施（宝塚市の基本チェックリスト様式を使用）。基本チェックリスト実施後、宝塚市の基本チェックリスト・宝塚市介護予防ケアマネジメント計画作成依頼届出書・被保険者証の3点を宝塚市役所に提出
- ②宝塚市役所が基本チェックリストにて事業対象者の該当を判断。宝塚市が上記の3点をA市役所に送付。
- ③A市役所にて、事業対象者に認定し、担当のA市宝塚市地域包括支援センター等の情報

を登録し、被保険者証を本人へ送付。

④被保険者は事業対象者として、宝塚市の総合事業サービスを利用する。

8. 留意事項

(1) 事業対象者の転入及び転出にかかる対応

○A市から宝塚市へ転入

→通常に要介護者の転入引き継ぎ同様、事業対象者の認定を6か月引き継ぎます。6か月間引き継ぎ後は、他の事業対象者と同様の流れになります。

※月途中の転入の場合、転入日から月末に加えて6か月が有効期間となります。

Ex) 4月15日に

○宝塚市からA市へ転出

→事業対象者であることを引き継ぐかどうかは、A市の判断となります。

【厚生労働省Q & A (H27.1.9)】第4サービスの利用の流れ

問4 A市で基本チェックリストを利用してサービス事業対象者となった者が、B市に転居してサービスを利用する場合、B市で改めて基本チェックリストを実施することが必要か。

(答)

1 サービス事業対象者が、何らかのサービス事業を利用している状態でA市からB市に転居する場合などは、B市においてもサービス事業をできるだけ切れ目なく迅速に利用できる体制とすることが望ましいと考えられる。このため、A市での基本チェックリストの結果をもって、B市のサービス事業対象者とするのを妨げるものではなく、市町村の実情に応じて適切に判断していただきたい。

2 なお、B市においてA市での基本チェックリストを活用する場合は、利用者の同意を得てA市でのケアプラン等やサービス利用状況等もあわせて情報を収集したうえで、B市の事業の実施状況等をふまえて介護予防ケアマネジメントを実施し、サービスにつないでいただきたい。

(2) 直近の認定審査会資料の開示請求について

要支援者が認定更新時、基本チェックリストを実施して事業対象者になった利用者がサービス利用する場合に直近の認定審査会資料（「一次判定」、「特記事項」及び「主治医意見書」）を開示請求することが可能です。

ただし、開示される情報は前回の認定申請時の情報であることから、現在の本人の状態とは異なっていることがあることに留意し、必ず、本人又は家族等に確認してください（主治医意見書の情報を根拠とする場合は、当該情報について主治医に確認する必要があります）。

宝塚市基本チェックリスト運用マニュアル

〒665－8665

宝塚市東洋町1番1号

宝塚市健康福祉部

介護保険課

TEL：0797－77－2136

高齢福祉課

TEL：0797－77－0505